

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】 2
- 徴収事務の委託【産業経済局未来産業推進部未来産業推進課】 3

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課】 4

◇ 上下水道局

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局広域・海外事業部広域事業課】 10

◇ 公営競技局

- 北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する規程【公営競技局ボートレース事業課】 13

北九州市告示第 2 4 1 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 8 条の 6 第 1 項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第 5 8 条の 1 1 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
P i c c o l i	認可外 保育施設	北九州市小倉 北区吉野町 1 2 番 1 6 号	特定非営利活 動法人 S c u o l a d e i B a m b i n i	令和 6 年 4 月 1 日
保育所ちびっこ ランド下曽根園	認可外 保育施設	北九州市小倉 南区下曽根新 町 5 番 5 - 2 0 1 号	保育所ちびっ こランド下曽 根園	令和 6 年 4 月 1 日
中央福岡ヤクル ト販売 八幡東 センター保育所	認可外 保育施設	北九州市八幡 東区西本町一 丁目 1 3 番 1 2 号	中央福岡ヤク ルト販売株式 会社	令和 6 年 4 月 2 日
中央福岡ヤクル ト販売 折尾セ ンター保育所	認可外 保育施設	北九州市八幡 西区千代ヶ崎 一丁目 9 番 3 1 号	中央福岡ヤク ルト販売株式 会社	令和 6 年 4 月 2 日

北九州市告示第 2 4 2 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州学術研究都市産学連携センター、北九州学術研究都市共同研究開発センター、北九州学術研究都市情報技術高度化センター、北九州学術研究都市事業化支援センター、北九州学術研究都市技術開発交流センター、北九州学術研究都市学術情報センター及び北九州学術研究都市会議場における使用料、賃貸料並びに使用料に係る延滞金及び賃貸料に係る遅延損害金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 5 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州産業学術推進機構	北九州市若松区ひびきの 2 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 334 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 6 年 5 月 13 日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリーブシティ小倉

北九州市小倉南区上葛原二丁目 14 番 102 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

代表取締役 大山一也

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリーブ

北九州市若松区本町二丁目 17 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

他 68 者

(2) 変更後

株式会社サンリーブ

北九州市若松区本町二丁目 17 番 1 号

代表取締役 眞田 義文

他 67 者

4 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和6年4月30日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和6年9月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和6年9月13日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 3 3 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 6 年 5 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スピナ到津店

北九州市小倉北区上到津四丁目 1 5 4 番 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目 5 番 7 号

代表取締役 林田 浩一

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社西鉄ストア

筑紫野市針摺中央二丁目 1 6 番 1 4 号

代表取締役 秋澤 壮一

他 5 者

(2) 変更後

株式会社西鉄ストア

筑紫野市針摺中央二丁目 1 6 番 1 4 号

代表取締役 久保田 等

他 5 者

4 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 6 年 4 月 3 0 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 6 年 9 月 1 3 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 6 年 9 月 1 3 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 3 3 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 6 年 5 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ到津店

北九州市小倉北区上到津四丁目 1 1 6 番

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目 5 番 7 号

代表取締役 林田 浩一

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 F

代表取締役 菊池 毅

他 6 者

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 F

代表取締役 眞田 義文

他 6 者

4 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 6 年 4 月 3 0 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 6 年 9 月 1 3 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 6 年 9 月 1 3 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市上下水道局公告第74号

一般競争入札により、借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年5月13日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

1 調達内容

- (1) 件名及び数量 北九州市上下水道局公用自動車借入れ及び保守業務契約（R6-2） 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和7年2月21日から令和12年2月20日まで
- (4) 履行場所 北九州市上下水道局が指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年

5月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課

イ 期間 この公告の日から令和6年6月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年5月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加の申出書を北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課に提出しなければならない。

(5) 電送及び郵送による入札は、認めない。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和6年6月18日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3141

北九州市公営競技局管理規程第3号

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月13日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する
規程

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第56条中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、同条第15号中「場内取締委員」の次に「又は警備員」を加え、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第10号中「張り付け」を「貼り付け」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 法第72条、第73条各項、第75条第1項、第76条又は第77条に規定する行為を行った者

付 則

この規程は、令和6年5月13日から施行する。